

「環境みらい都市《川越市》」アクションプラン

第1 温室効果ガスの排出実態

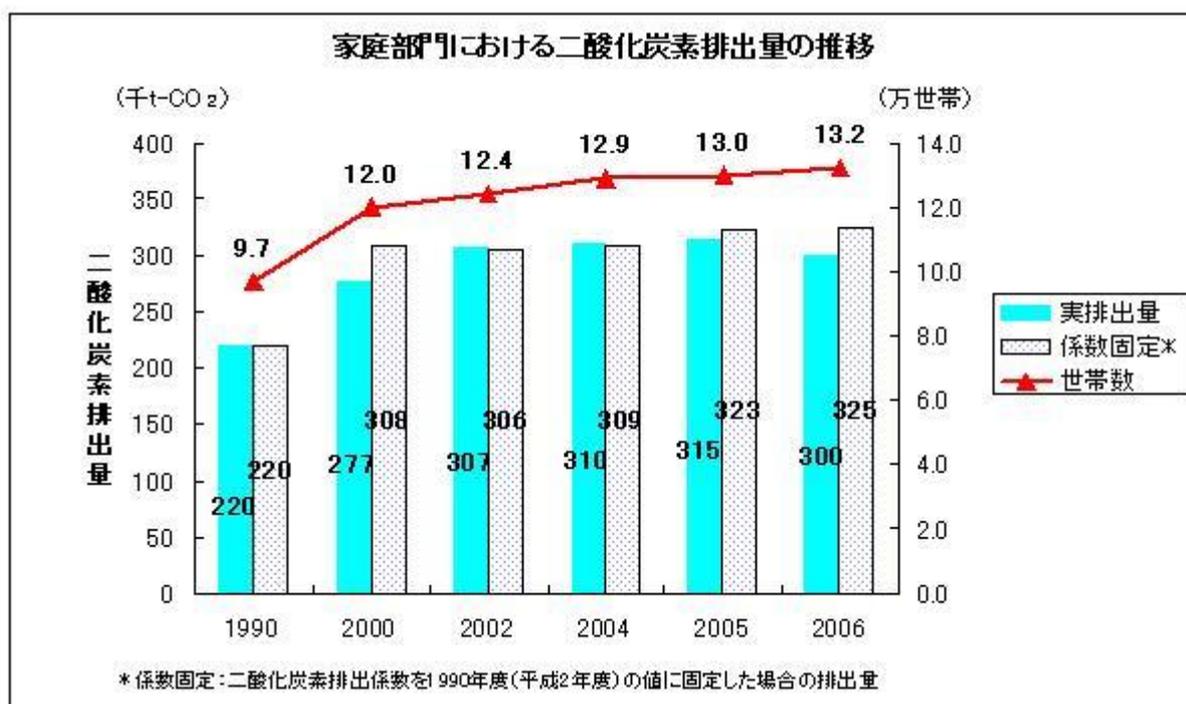
川越市から排出される温室効果ガスのうち、大部分を占めるのが二酸化炭素です。二酸化炭素の排出量は、基準年度（1990年度）に比べ、平成16年度（2004年度）には、約34%増加しています。そのうち、家庭から排出される二酸化炭素は約20%を占めており、基準年度と比較すると約41%増加しています。家庭から排出される排出量を削減することが大きな課題であると言えます。

川越市域における温室効果ガス排出量の推移及び内訳

(単位:千t-CO₂)

| | 基準年度 | 1990 (H2) | 2000 (H12) | 2002 (H14) | 2004 (H16) | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 基準年比 |
|-----------------|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 二酸化炭素 | 1289.2 | 1289.2 | 1643.4 | 1786.0 | 1725.4 | 1658.2 | 1618.2 | +25.5% |
| メタン | 3.7 | 3.7 | 2.9 | 2.9 | 2.9 | 2.9 | 2.5 | -32.4% |
| 一酸化二窒素 | 18.5 | 18.5 | 22.0 | 22.7 | 22.6 | 21.8 | 20.6 | +11.4% |
| HFC | 2.0 | 2.0 | 6.6 | 7.7 | 7.0 | 6.1 | 5.7 | +185.0% |
| PFC | 0.6 | 0.6 | 1.8 | 0.8 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | -66.7% |
| SF ₆ | 21.4 | 21.4 | 6.2 | 3.3 | 2.0 | 1.4 | 2.2 | -89.7% |
| 合計 | 1335.4 | 1335.4 | 1682.9 | 1823.4 | 1760.2 | 1690.6 | 1649.4 | +23.5% |

※端数処理のため合計が一致しない箇所がある。



また、市役所では、市の事務事業を行うすべての施設を対象として、1%節電プラス1(ワン)運動を推進し、省エネルギーに取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

第2 目指している将来像

平成19年12月、これまでの取組をさらに発展させ、地域のあらゆる主体が一体となって地球温暖化防止に向けて取り組んでいくために、地球温暖化対策に特化した内容を定めた条例としては全国の市で3番目となる「川越市地球温暖化対策条例」を制定しました。この条例に基づき「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を平成21年3月に策定しました。この計画では、本市が目指す将来像として「みんなでつくる、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまち」を掲げ、その実現に向けた温室効果ガス排出量の削減目標と市の施策、市民・事業者の具体的な取組を定めています。

これらの条例・計画により、市が率先して行動しその取組を市域へ広め、行政、市民、民間団体、事業者等が一体となって、地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進していきます。

温室効果ガスの削減目標としては、市域における温室効果ガス排出量を2012（平成24）年度までに基準年度【1990（平成2）年度】比0.6%減の1,327千t-CO₂にすることを目指しています。これは、計画策定時点で把握していた排出量の現況年度【2004（平成16）年度】からは、25%削減することとなります。

第3 事業計画

《7つの重点プロジェクト》

「川越市地球温暖化対策地域推進計画」の中で、本市が掲げる将来像の実現に向け、特に重要度が高いと考えられる事業を抽出し、7つの重点プロジェクトとして定めています。

7つの重点プロジェクトについては、それぞれ取組内容、各主体の役割、二酸化炭素排出量削減効果と行動目標、目標達成に向けた行動スケジュールを示しており、それに基づき事業を推進していきます。

【平成22年度の取組】

1 川エコ市民運動

〔概要〕

家庭生活に起因する二酸化炭素排出量を削減するため、家庭や学校での省エネ活動を広めるとともに、イベントなどを通して環境に配慮した取組を啓発していきます。

- ・ エコチャレンジファミリー認定事業の拡充
省エネナビ、簡易電力計、環境家計簿などを使用し、エネルギー消費を数字で実感し、楽しみながら省エネができる取組を用意し、自らの排出量や削減努力の「見える化」を推進します。
- ・ エコチャレンジスクール認定事業の推進
- ・ エコチャレンジイベント認定事業の推進

〔手順と時期〕

- ・ エコチャレンジファミリー、エコチャレンジイベントについては、年間を通じて募集、認定を行います。
- ・ エコチャレンジスクールについては、認定の更新審査を11月に19

校で実施する予定です。

2 エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト

〔概要〕

事業活動に起因する二酸化炭素排出量を削減するため、規制的手法だけではなく、補助制度やノウハウの提供、情報の充実等、多様な手法を組み合わせることで、事業活動における省エネや環境経営を促進し、積極的に環境配慮に取り組む事業者をバックアップしていきます。

- ・ エコチャレンジカンパニーの広場事業の推進
市のホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化防止に関する具体的な取り組みや製品、支援制度等の情報を提供する
- ・ 環境経営の普及促進
エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラムの実施
省エネ診断の普及促進

〔手順と時期〕

- ・ エコチャレンジカンパニーの広場事業については、ホームページの掲載情報を随時更新し、事業者に役立つ情報を提供します。
- ・ 環境経営の普及促進については、エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラムの説明会を7月に実施し、参加者を募集予定です。

3 エコハウス普及促進プロジェクト

〔概要〕

補助制度などを通じて建物と機器の両面から住まいの省エネ性能向上や再生可能エネルギーの普及を図り、快適さと省エネ性能を兼ね備えた二酸化炭素排出が少ないスマートな住まいの普及を推進します。

- ・ 生け垣設置補助金交付事業
- ・ 太陽光発電システム設置補助事業【後掲】
- ・ 太陽熱利用機器設置補助金交付事業【後掲】
- ・ 雨水対策施設設置補助金

〔手順と時期〕

- ・ 各補助金について4月より申請を受付、補助金を交付しています。

4 太陽エネルギー等活用推進プロジェクト

〔概要〕

全国平均に比べ日照時間が長い地域特性を活かし、太陽光発電システムや太陽熱利用機器について、重点的に普及を図るとともに、資源化センターにおける廃棄物発電や排熱の有効利用を通じて、エネルギーの地産地消を進めます。

- ・ 太陽光発電の普及促進（住宅）
太陽光発電システム設置補助事業
1kWあたり3万円（上限5kW）。2kW以上のシステムを対象。
- ・ 太陽熱利用の普及促進（住宅）
太陽熱利用機器設置補助金交付事業

1 件あたり 18,000 円。

- ・ 資源化センターにおける廃棄物発電の有効利用
- ・ 公共施設省エネ改修事業

〔手順と時期〕

- ・ 補助金については、4 月より申請を受付、補助金を交付しています。
- ・ 資源化センターについては、4 月から稼働を開始しており、廃棄物発電の有効利用に努めています。

5 グリーン交通プロジェクト

〔概要〕

運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減するため、通勤・通学時等における公共交通機関の利用や、低燃費車への移行、エコドライブの実践を働きかけます。

- ・ エコドライブ教習の実施
市職員を対象とした教習を、年間を通じて実施
市民を対象としたエコチャレンジドライバー認定制度の実施
- ・ エコカー導入の推進

〔手順と時期〕

- ・ 職員向けのエコドライブ教習を 7 月より実施を予定しています。市民を対象とした教習も実施する予定ですが時期は未定です。

6 緑のまちづくりプロジェクト

〔概要〕

二酸化炭素を吸収する働きをもつ緑を活かし、うるおいと安らぎを感じるまちづくりを推進していくため、樹林地や樹木を保全するとともに、設置費の補助等を通じて、生け垣の設置や屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。

- ・ 「保存樹林」「市民の森」「保存樹木」指定事業
- ・ 生け垣設置補助金交付事業【再掲】
- ・ 屋上緑化・壁面緑化補助金交付事業
- ・ 苗木配布事業
- ・ 緑のカーテンモデル事業
市役所他の公共施設に「緑のカーテン」を設置するモデル事業を実施し、普及啓発を行います。

〔手順と時期〕

- ・ 補助金については、4 月より申請を受付、補助金を交付しています。
- ・ 春と秋の 2 回にわけて苗木配布を実施します。
- ・ 6 月より市役所本庁舎他の公共施設において「緑のカーテン」を設置するモデル事業を実施します。

7 ごみダイエットプロジェクト

〔概要〕

4R の取組（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）により、ごみの減量化・資源化を推進し、温室効果ガス排出量の抑制を図り

ます。

- ・ 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業
- ・ マイバッグ運動
- ・ 「その他プラスチック製容器包装」の分別推進

[手順と時期]

- ・ 環境プラザ（3Rの普及啓発・リサイクル体験・情報発信・交流活動の拠点となる施設）を利用し、取組の普及・啓発を行うことで、ごみの減量化・資源化を推進します。

<その他の事業>

●地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等

(※国の補助金交付が前提)

地域新エネルギー・省エネルギービジョン等を策定することにより、公共施設におけるE S C O事業導入についての可能性を調査します。

●市役所としての取組【1%節電運動プラス1（ワン）運動】

①昼休み等の消灯

昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯しています。

②エレベーター利用を控え階段利用の促進（平成8年度～）

「100回に1回エレベーターを使わなければ1%の節電になる。」という思いから、無理なく階段利用を促進しています。

③エコ・カジュアルマンス（節電推進月間）の実施

エネルギー消費のピークとなる夏期の4ヶ月間(6～9月)を節電推進月間と定め、冷房の設定温度を28度に保つことによって節電・省エネルギーに努めるとともに、職員はノーネクタイなどの軽装で勤務し、心身をリフレッシュすることにより、公務能率の向上と市民サービスの向上を目指しています。

④川越ブランド製品の作成

ごみの減量化・資源化のPR及び再生品の普及のため、市内で回収した古紙やペットボトルを再生した「川越ブランド製品」を作成し、利用しています。作成品目は、名刺用紙、フラットファイル、リサイクルボックス(小)、リサイクルボックス(大)、封筒など庁用品や啓発用の便せん、トイレトペーパー、集積所ごみ飛散防止用ネット、クリアファイルです。

⑤ごみ排出量の削減

作成したリサイクルボックス(小)を全職員に配布し、紙類の分別を徹底しています。また、ミックスペーパー、機密文書の分別、再資源化にも取り組み、ごみ排出量の削減を図っています。また、毎月職員自らがごみ組成調査を行っています。

⑥低公害車の導入

公用車の購入の際には、低公害車を積極的に導入しています。平成21年度末現在、天然ガス車48台、プロパンガス車12台、八都県市指定低公害車のガソリン・ディーゼル車280台を導入しています(計340台/492台=69.1%)。ごみ収集車については、全30台が天然ガス車

となっています。

⑦市民エコ・アートのスポット

階段に市民の作品を掲示して発表の場とするとともに、階段利用を促進しています。

⑧庁舎電力監視システム

照明系、コンセント系、動力系の約 80 地点に電力計を設置しデータをパソコンで管理するシステムを導入し、取組に活用しています。

⑨エコ・重ね着マンス

暖房の使用によりエネルギーの消費量が上がる 12 月～3 月の 4 ヶ月間を「エコ・重ね着マンス」と定め、市庁舎及び出先機関において、暖房温度を 19℃程度に保つなど、節電・省エネルギーのための取組を実施しています。

⑩エコドライブ推進事業

平成 20 年 11 月に、(財)省エネルギーセンターの協力を受け「エコドライブ普及員養成教習会」を実施しました。市職員(環境部職員等) 15 名が受講し、座学講義と実技走行を通じてエコドライブの知識や技術の習得を図りました。

平成 20 年 12 月～3 月には、普及員養成教習会の受講者 15 名が指導員となり、環境部所属の市職員全員を対象にエコドライブ教習を実施しました。(25 回実施、76 名受講)

平成 21 年度には、環境部所属以外の市職員にもエコドライブ教習を実施しました。(44 回実施、112 名受講)

平成 22 年度以降も引き続き実施します。

●普及・啓発活動

市役所での 1%節電プラス 1(ワ)運動の成果を広めるため、広報川越への掲載や、「知って得する省エネハンドブック」(H10)を作成し、各家庭で実践してもらえるように希望者に配布したり、市内で行われる環境イベントの会場などで、様々な普及・啓発活動を行っています。

平成 21 年度には、「地球温暖化ってなあに? (地球温暖化ハンドブック [児童用])」を作成し、地球温暖化対策のより一層の普及・啓発に努めています。

一方、小・中学校の PTA 家庭教育学級、公民館、市民グループ等の求めに応じて、市職員が出向き講座を行う「エコライフ出前講座」を実施しています。平成 21 年度は延べ 5 回開催し、410 人の市民と職員が直接コミュニケーションを図りました。

【平成 23 年度】

- ・引き続き、川越市地球温暖化対策地域推進計画の 7 つの重点プロジェクトを推進していきます。
- ・資源化センターにおける廃熱の有効利用を促進していきます。
- ・川越市地球温暖化対策地域推進計画の計画最終年度が 2012 年度(平成 24 年度)であるため、次計画の策定に向け検討を進めます。

第4 事業実施の効果

「7つの重点プロジェクト」の実施により期待できる二酸化炭素削減量は、平成24年度までに44,400トンと見込んでいます。

これは、市全体の削減目標の約1割に相当します。

| No. | 重点プロジェクト名 | 『あるべき姿』の実現に向けた7つの施策における位置づけ | 取組主体 | | | ねらいとする部門 | | | | | 期待するCO ₂ 削減量(t-CO ₂) | | |
|---------------------------------|------------------------|--|------|-----|----|----------|----|----|----|-----|---|-----|---|
| | | | 市民 | 事業者 | 行政 | 産業 | 家庭 | 業務 | 運輸 | 廃棄物 | | 吸収源 | |
| 1 | 川エコ市民運動 | 『環境にやさしいライフスタイルの実現』 『川エコの知恵を実践できる人づくり』 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | 5,800 |
| 2 | エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト | 『環境にやさしいワークスタイルの実現』 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | 20,500 |
| 3 | エコハウス普及促進プロジェクト | 『建築物・設備・機器等の省CO ₂ 化』 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 500 |
| 4 | 太陽エネルギー等活用推進プロジェクト | 『再生可能エネルギー等の普及促進』 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 11,700 |
| 5 | グリーン交通プロジェクト | 『低炭素型のまちづくり』 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | 4,500 |
| 6 | 緑のまちづくりプロジェクト | 『吸収源対策』 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | — (緑化による建物の空調負荷軽減等の省エネ効果については「エコハウス普及促進プロジェクト」にて計上しています) |
| 7 | ごみダイエットプロジェクト | 『環境にやさしいライフスタイルの実現』 『環境にやさしいワークスタイルの実現』 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | 1,400 |
| 期待するCO₂削減量の合計 | | | | | | | | | | | 44,400トン | | |

※期待されるCO₂削減量については、一定の前提の下で、本計画に基づく取組が各主体によって着実に実施された場合に発現することが期待されるものです。

第5 フォローアップの方法

1 地球温暖化対策地域推進計画の推進体制

計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市のみならず、事業者・市民・民間団体等、市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが不可欠です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え協力しあう「協働」の視点が大切です。こうしたことを踏まえ、以下の体制により、地域ぐるみで本計画を推進していきます。

(1) 「かわごえ環境ネット」との協力

平成12年に市民、事業者、民間団体及び川越市が、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として設立された「かわごえ環境ネット」を地球温暖化対策推進法第26条に基

づく地域推進協議会として登録し、協力をして本計画を推進します。

(2) 庁内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する「川越市環境推進会議」を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、実施状況の把握や情報交換の実施など、全庁的な取組を推進します。

(3) 国、県、他市町村等との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携・協力します。

(4) 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査・研究等を推進します。

(5) 財源の確保

計画に掲げる目標の達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政措置を講じます。特に、重点プロジェクトなど、確実な実施が求められるものについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助制度の活用を検討しながら、適切な財源の確保に努めます。

2 地球温暖化対策地域推進計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→改善（Action）という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

計画に基づく施策・事業の効果を評価し、目標の達成状況を確認するためには、市域から排出される温室効果ガスの量を把握する必要があります。このため、各種統計資料等のデータを基に、市域における温室効果ガス排出量を推計・把握していきます。

(2) 指標の活用と充実

本計画の推進に当たっては、指標を活用し、可能な限り定量的に施策・事業の進ちよく状況の点検を行います。また、施策・事業ごとに適切な評価ができるよう指標の充実に努めます。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、国際規格 ISO14001 に適合した川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進ちよく状況の自己点検を行います。

(4) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度、計画の進ちよく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、インターネットホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄

せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていきます。

また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、川越市行政評価システムを活用します。

「環境みらい都市<秩父市>」アクションプラン

第1 温室効果ガスの排出実態

(1) 秩父市地域新エネルギービジョン

「秩父市地域新エネルギービジョン」（平成20年度策定）では、平成18（2006）年度におけるエネルギー消費に関わる秩父市内の二酸化炭素排出の実態を推計しています。

部門別の二酸化炭素排出量推計値（単位：t-CO₂）

| 部門 | | ガソリン | 灯油 | 軽油 | A重油 | C重油 | LPG | 都市ガス | 石炭 | 電力 | 合計 |
|----|------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|---------|---------|
| 産業 | 製造業 | 160 | 2,672 | 356 | 10,734 | 4,476 | 9,177 | 0 | 197,620 | 161,393 | 386,588 |
| | その他 | 0 | 67 | 131 | 274 | 30 | 3 | 0 | 0 | 1,491 | 1,996 |
| | (小計) | 160 | 2,739 | 487 | 11,008 | 4,506 | 9,180 | 0 | 197,620 | 162,884 | 388,584 |
| 民生 | 家庭 | 0 | 21,606 | 0 | 0 | 0 | 25,947 | 1,585 | 0 | 22,196 | 71,334 |
| | 業務 | 768 | 10,550 | 3,120 | 10,284 | 775 | 3,444 | 1,464 | 0 | 28,089 | 58,494 |
| | (小計) | 768 | 32,156 | 3,120 | 10,284 | 775 | 29,391 | 3,049 | 0 | 50,285 | 129,828 |
| 運輸 | 車両 | 94,593 | 0 | 6,251 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100,844 |
| 合計 | | 95,521 | 34,895 | 9,858 | 21,292 | 5,281 | 38,571 | 3,049 | 197,620 | 213,169 | 619,256 |

この計画では、CO₂換算の削減目標を3段階の目標年次で定めています。

<2006年比の温室効果ガス削減目標>

第1目標年次 2012年 CO₂換算で10%削減

第2目標年次 2020年 CO₂換算で25%削減

第3目標年次 2030年 CO₂換算で50%削減

この目標を達成するため、新エネルギーの導入、森林吸収源、省エネルギーに取り組んでいます。

(2) 秩父市地球温暖化対策実行計画

秩父市役所は、「秩父市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化防止のための秩父市職員率先行動計画）」（平成19年度策定）で、平成18（2006）年度における、市の事務事業に関連して排出された温室効果ガスを10,831.3トンと算定しています。

そのうち二酸化炭素が10,546トンで、温室効果ガス全体の約97%を占めています。このうち、電気の使用が約50%、灯油の使用とA重油の使用がそれぞれ約17%です。

市の事務事業による温室効果ガス排出状況

| ガスの種類 | 活動の種類 | 排出量(t-CO2) | 比率(%) |
|-----------------------|---------------|------------|-------|
| 二酸化炭素 (CO2) | 燃料の使用(ガソリン) | 273.7 | 97.37 |
| | 燃料の使用(灯油) | 1,862.8 | |
| | 燃料の使用(軽油) | 95.5 | |
| | 燃料の使用(A重油) | 1,790.5 | |
| | 燃料の使用(LPG) | 969.0 | |
| | 燃料の使用(都市ガス) | 158.5 | |
| | 電気の使用 | 5,396.0 | |
| メタン(CH4) | 自動車の走行 | 0.3 | 1.5 |
| | 浄化槽処理 | 158.7 | |
| | 家畜の反すう及びふん尿処理 | 1.1 | |
| 一酸化二窒素 (N2O) | 自動車の走行 | 9.6 | 1.1 |
| | 笑気ガス(麻酔剤)の使用 | 18.6 | |
| | 浄化槽処理 | 93.7 | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | カーエアコンの使用 | 3.3 | 0.03 |
| 合計 | | 10,831.3 | 100.0 |

この計画の温室効果ガス排出削減目標は、平成24年度までに平成18年度比で-6%です。

この目標を達成するため、具体的な取組を定め、それぞれの市の施設や所属で計画的かつ積極的に取組んでいます。

(3) 秩父市バイオマスタウン構想

「秩父市バイオマスタウン構想」は、秩父市内のバイオマス資源を把握し、利活用につなげるための構想です。

温室効果ガスの排出実態の把握は行っていませんが、地域内のバイオマス資源の利活用を進めることで、結果として、地域資源の循環利用を促進し、温室効果ガスの排出削減効果につながることを期待できます。

この計画の対象とするバイオマスは、家畜排せつ物、生ごみ、食品加工残渣、廃食用油、し尿、製材所残材などの廃棄物系バイオマス、林地残材などの未利用系バイオマス、そして、資源作物です。

バイオマスの利用は、堆肥化、炭化、直接燃焼、ガス化、液体燃料化などさまざまな変換方法により、資材やエネルギーとして地域資源を有効活用していくことにあります。

このため、バイオマス資源利活用の取組工程を定め、取組んでいます。

第2 目指している将来像

良好な自然環境と豊富な地域資源を未来の子どもたちに引継ぎ、永続的な地球温暖化対策を進めるために、自然環境と共生した低炭素型の循環型社会の構築を目指します。さらに、環境対策を産業として発展させ、地域

全体の活性化につなげる「環境立市秩父」を目指します。

第3 事業計画

平成22年度から23年度の実施は、次のとおりです。

【平成22年度の実施】

1 環境市民会議

〔概要〕

市民自らが、環境保全や温暖化防止のため、環境にやさしい取組を実施することが大切です。

このため、環境保全への啓発を進めることで、市民一人ひとりの環境意識の向上を図り、低炭素型の循環型社会の実現を目指します。

これまで、各団体などがそれぞれエコ活動に取り組んできました。

「環境市民会議」は、一人ひとりの身近なエコ活動の実践から、地域、団体、学校、企業等を巻き込み、市全体が一丸となった大きな環境保全活動の取組に育てていくことを目標にしています。

このため、市民が皆で協力・連携して環境保全活動、地球温暖化防止活動に取り組んでいく体制づくりを進めます。

〔手順と時期〕

- ・秩父市内及び秩父地域で活動しているNPO等から構成される「秩父地域環境問題連絡協議会」との「環境市民会議」の立ち上げに向けた準備作業
- ・「秩父市環境市民会議」の立ち上げ（7月を目標）
- ・環境学習・教育講座の開催
- ・環境市民会議による環境保全活動の実施

2 秩父市地域新エネルギービジョン、秩父市バイオマスタウン構想推進

① 木質チップボイラーの導入

〔概要〕

温浴施設等へ木質チップボイラーの導入を進めます。

〔手順と時期〕

- ・木質ボイラー機種の調査を行い、適切なボイラーを選定、市内温浴施設へのモデル機の設置

② バイオディーゼル燃料の製造設備の導入

〔概要〕

市が直接行っている廃食用油の回収・リサイクル事業は、市の公用車で利用するバイオディーゼル燃料製造を行っており、毎年、市民や事業者からの回収量が増加してきています。

そこで、さらに多くの市民の協力のもとに、民間事業者、障害者授産施設と秩父市との連携で、地域から排出される廃食用油の回収・リサイクル事業をさらに拡大します。民間事業者が自ら回収した廃食用油でバイオディーゼル燃料を製造し、ゴミ収集運搬車両などに使用できるよう、廃食用油の回収を促進するとともに、バイオディーゼル燃料の製造設備の導入を進めます。

「秩産秩消」の地域循環型社会づくりのモデル事業として、知的障害者施設との連携は、職業実習や雇用創出効果も期待ができます。

〔手順と時期〕

- ・廃食用油回収量拡大（ボランティア団体などの参入促進）
- ・民間事業者等との事業調整
- ・事業計画の策定
- ・バイオディーゼル燃料製造設備の導入（平成 23 年度）

③ 太陽光発電システムの公共施設への導入

〔概要〕

身近な自然エネルギー利用への関心と、省エネへの取組を進めていくことが大切です。このため、幼児の遊び場や、小中学校への太陽光発電システムの導入を進め、学校や家庭を巻き込んだ温暖化対策をさらに加速させます。

太陽光発電システムは、ちちぶキッズパーク、南小学校、高篠小学校、荒川東小学校、第一中学校、吉田中学校の 6 施設へ設置します。

〔手順と時期〕

- ・（平成 21 年度 設計）
- ・設置工事
- ・学校における、自然エネルギーを活用した授業の実施

④ 家庭用太陽光発電・太陽熱利用設備の普及促進

〔概要〕

「秩父市住宅リフォーム等資金助成事業」として、住宅のリフォームのほかに、太陽光発電や太陽熱利用設備を新設する市民へ設置費用の一部を助成します。

| 設置工事費（税別） | 助成額 |
|-----------|------|
| 20万円～50万円 | 5万円 |
| 50万円以上 | 10万円 |

〔手順と時期〕

募集期間：5月10日～5月14日

補助金額：5万円 30件（予定） 10万円 135件（予定）
合計 165件 予算 1,500万円

対象条件：自ら居住する住宅に太陽光発電を設置する個人。
秩父市に登録のある施工業者に工事を依頼。

⑤ 次世代型環境学習施設を活用した温暖化防止への環境学習の実施

〔概要〕

木質バイオマス・ガス化発電（ちちぶバイオマス元気村発電所）やてんぷら油リサイクル工場等を活用して、森林環境の保全や地球温暖化防止活動の普及啓発、水環境の保全等の環境学習を実践する。

〔手順と時期〕

- ・環境学習のPR活動の推進
- ・環境学習の実施

⑥ その他の取組

〔概要〕

秩父市地域新エネルギービジョン、秩父市バイオマスタウン構想に基づき、低炭素型の循環型社会の構築を進めるため、気象条件、森林資源、水資源、その他バイオマス資源等の活用方策について、常に調査研究を進め、地域の環境保全と地球温暖化対策を推進する。

〔手順と時期〕

- ・活用できる資源の発掘と利用方法の検討
- ・事業化への工程表の作成等、簡易的な事業可能性調査の実施
- ・民間事業者等による自然エネルギーや地域資源活用型事業への参入提案活動
- ・都市と山村のカーボンオフセットの調査検討

3 市営林保育事業の推進

〔概要〕

秩父市の所有する森林（市営林）は約 3,000 ヘクタールあり、このうち、スギ、ヒノキなどの人工林は約 1,200 ヘクタールです。人工林は、下刈り、枝打ち、除伐、間伐などの保育（手入れ）が必要です。

秩父市では、計画的に市営林の保育を実施します。

〔手順と時期〕

| 目 標 | 目 標 |
|-------|-------|
| 22 年度 | 23 年度 |
| 80ha | 80ha |

4 「緑の分権改革推進事業」の推進

〔概要〕

木質バイオマスエネルギーについて、林業家、森林組合、市民ボランティア、専門機構等と連携し、森の資源の調達、燃料供給から家庭や公共施設などでのクリーンエネルギー利用まで、市民参加型の木質エネルギー利用の地産地消システムを立ち上げ、地域の木質エネルギーの可能性の把握と利用拡大を進めるための実証調査を行います。

〔手順と時期〕

- ・森林施業の効率化を目指す利用間伐実験
- ・ボランティアによる林地残材の搬出
- ・市民による木質燃料センター（薪ステーション）の設置検討
- ・森と共生する木質燃料の需要家創出プロジェクト（薪ストーブ、ペレットストーブのモニター調査）

5 秩父市地球温暖化対策実行計画の取組

〔概要〕

温暖化対策推進本部を中心に、市職員への温暖化防止への意識の高揚を図り、市役所自らの温暖化対策を推進する。

〔手順と時期〕

- ・秩父市役所の温室効果ガス排出量の把握
- ・各職場の温暖化対策取組目標の推進

- ・グリーン購入の推進
- ・温暖化対策への意識改革のための研修会の開催
- ・緑のカーテンの推進
- ・エコライフデイの夏冬キャンペーンの実施（対象は市内に広く）
- ・定住自立圏構想に基づく1市4町温室効果ガス排出量把握の取組

【平成 23 年度】

平成 22 年度に引き続き、上記の取組を推進していきます。

第 4 事業実施の効果

秩父市地域新エネルギービジョンの実施により、第 1 目標年次である平成 24（2012）年に向けた、新エネルギー導入等によるCO₂削減分を平成 18（2006）年比約 10,000 トンと見込んでいます。

第 5 フォローアップの方法

環境みらい都市の推進と管理体制

市の政策推進会議に報告し、成果の検証を行い、次年度へフィードバックします。

「環境みらい都市<戸田市>」アクションプラン

第1 温室効果ガスの排出実態

戸田市では、地球温暖化防止のための戸田市環境保全率先実行計画（第3期）の中で、平成16年度（2004年度）における、市の事務及び事業に関連して排出された温室効果ガスを算定しており、計画管理結果の中で、平成20年度についても実績値を算定しています。

温室効果ガス項目別排出量

| NO | 項目 | 平成16年度 | 排出量 (kg-CO ₂) | 平成20年度 | 排出量 (kg-CO ₂) |
|-----------------------------|-----------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1 | 電気使用量 | 16,917,541kwh | 6,225,655 | 16,292,929kwh | 5,995,798 |
| 2 | 都市ガス使用量 | 918,391 m ³ | 1,846,913 | 942,815 m ³ | 1,896,030 |
| | LPGガス使用量 | 28,854 kg | 86,531 | 27,424 kg | 82,280 |
| 3 | A重油使用量 | 178,337 L | 483,227 | 155,018 L | 420,041 |
| 4 | 灯油使用量 | 152,619 L | 379,942 | 107,539 L | 267,717 |
| 5 | ガソリン（車両） | 48,261 L | 112,046 | 45,848 L | 106,443 |
| 6 | 軽油（車両） | 7,830 L | 20,509 | 8,586 L | 22,489 |
| 7 | LPGガス（車両） | 128 kg | 384 | 138 kg | 414 |
| 8 | 車両走行距離 | 357,858 km | 3,399 | 314,146 km | 2,865 |
| 温室効果ガスCO ₂ 換算排出量 | | | 9,158,606 | | 8,794,078 |

※ 車両走行距離のCO₂については、車種ごとのCH₄、N₂O排出量を基に算定しています。

第2 目指している将来像

低炭素社会への実現に向け、市・市民・事業者など、それぞれが温暖化防止に対して高い意識を持ち、削減に向けて取り組んでいけるよう、温暖化対策条例の制定・実行計画の策定を行います。目標年度・削減目標等は、平成22年度の実行計画策定の中で定めていきます。

また、対市民・事業者向けには、市として広報・実行・補助の多方面からバックアップできる枠組みを創設します。

さらには、生物多様性も視野に入れ、都市内における自然的環境の創造と、人と自然との共生や自然に負荷の少ない都市づくりを目指します。

なお、戸田市環境保全率先実行計画（第3期）として、平成20年度から平成24年度までの5年間で、温室効果ガス排出量の平成16年度比10%削減を目標としています。

第3 事業計画

【平成22年度の取組】

1 環境配慮型システム等設置費補助金の対象項目増設・事業者枠設置その他補助

〔概要〕

個人向けに環境配慮型システム等の設置に関し、補助制度の実施を行っています。

【平成21年度実績】

| 品名 | 台数 | 補助金額（円） |
|--------|----|-----------|
| 太陽光 | 29 | 5,056,000 |
| エコジョーズ | 56 | 1,680,000 |
| エコキュート | 52 | 3,640,000 |
| エコウィル | 3 | 300,000 |
| エネファーム | 2 | 400,000 |

※補助対象額 11,076,000円

※補助対象太陽光の合計 kw 101.12kw

今年度より太陽熱温水器またはソーラーシステムが追加されます。

※補助額は集熱1㎡あたり1万円。（上限4㎡）

また、申請期間を通年から3期に変更しました。

（平成22年度予算 17,160,000円）

さらに、事業者用に導入支援金制度を新設しました。

（平成22年度予算 7,500,000円）

今後申請の状況を見て、対象や来年度以降の補助額等について、さらに検討していきます。

また、

- ・電気自動車・ハイブリッド車の補助
- ・市内充電設備の設置補助
- ・省エネ住宅補助（複層ガラスなど）・断熱改修補助
- ・地中熱利用補助

等を今後補助対象として検討していきます。

〔手順と時期〕

手順：申請は、所有かつ所在地在住の本人による事前申請のみ（提出は代理人可）。郵送不可。実績報告提出後、支払いとなります。

時期：第1期は平成22年5月24日予算満額により終了。

第2期は平成22年7月1日～8月31日受付。

第3期は平成22年11月1日～23年1月31日受付。

※いずれも各期の予算が満額になり次第受付終了。

2 戸田市地球温暖化対策条例の制定（平成22年6月1日施行）、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定

〔概要〕

地球温暖化対策地方公共団体実行計画については、今年度策定予定です。

戸田市地球温暖化対策条例の制定と、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定することで、今後温室効果ガス削減目標を数値化し、市民と事業者、市等が一体となって温室効果ガス削減に取り組めます。

策定にあたっては、市民、事業所の意見を聞きながら、委託業者と以下の内容の検討を行っていきます。

（委託内容案）

- ・ 戸田市の温室効果ガス排出量の算定
- ・ 戸田市温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）
- ・ 市民および事業者アンケート作成・回収・集計（市民 1,500、事業者 300）
- ・ 温室効果ガス排出量削減・吸収量増加の目標設定
- ・ 温室効果ガス排出量削減施策と効果の検討
- ・ 戸田市温室効果ガス排出量の将来推計（対策ケース）
- ・ 地球温暖化対策実行計画案の策定
- ・ 実行計画書作成
- ・ 実行計画書概要版作成

〔手順と時期〕

- ・ 庁内委員会の開催（6～3月）
- ・ 委託業者選定（5～7月）
- ・ 環境審議会開催（7～3月）
- ・ 市民・事業者アンケート（8月～10月）
- ・ 市民会議（8～3月）
- ・ パブリックコメント（2月）
- ・ 実施計画（3月）

3 市民団体との活動（エコライフDAY・キャンドルナイト・環境フェア）

〔概要〕

- ・ 環境ネットワーク（環境活動展示・環境フェア開催・環境出前講座）
環境市民団体のネットワークの運営。
現在は20団体程度が所属し、各々環境活動を行っています。
環境出前講座等により、市民への啓発を行っています。
ネットワーク全体の活動としては、現在は毎年10月に行われる環境フェアをメインに活動を行っています。
- ・ キャンドルナイト
市民団体による活動及びイベント。
温暖化防止についての啓発を兼ねて、市内の家庭や事業所で2時間程度電気を消してもらおうとともに、同日に後谷公園内でキャンドルナイトのイベントを行い周知を促します。
今後はイベントだけではなく、実際に各家庭での消灯を市全体に広げていけるような方法を検討中です。
また、エコライフDAYの取り組みとリンクさせて、小中学校を対象にキャンドルの配布も行っています。
- ・ エコライフDAY

毎年6月と12月の第一日曜日にエコライフDAYを実施。実行委員会で市内の各小中学校にチェックシートを配布し、回収・集計を行います。

6月にはキャンドルナイト用のキャンドルを回答者に配布するなど、キャンドルナイトと連携して、相乗効果が期待できます。

〔手順と時期〕

・環境出前講座

手順：市民・学校関係者等からの申し込み受付。環境ネットワーク団体（または職員）による講師の派遣。実施報告の提出による、フィードバック作業。

時期：通年。

・環境フェア

手順：参加団体による実行委員会の開催。（フェアの詳細を検討。）チラシ・ポスターの作成。協賛企業の募集。フェアの開催。

日時：平成22年10月23日、24日午前10：00～
イベント（市役所前庭にて。商工祭同時開催。）

・エコライフDAY

手順：事前に県のチェックシートを実行委員会で仕分けし、小中学校へ配布。（今年度はキャンドルナイトのチラシをチェックシートと併せて配布。）

日時：平成22年6月13日（日）各家庭にて取組の実施。
イベント（イオン北戸田店にて）13：30～

※冬は12月初旬。

・キャンドルナイト

手順：6月1日号広報及びチラシの配布による取り組みの周知。

日時：平成22年6月19日取組実施19：00～22：00
イベント（後谷公園にて）19：00～20：30

4 緑化活動

〔概要〕

・フラワーセンター戸田

生ゴミ専用バケツと花苗の交換により生ゴミ堆肥化、環境に負荷をかけないゴミの原料と緑、花のまちづくりを目指します。精神障害者と高齢者を雇用して、花苗を年間26,000鉢生産しています。（平成19年10月～平成22年1月。平成22年2月から、蕨戸田衛生センター組合に移管し、リサイクルフラワーセンターと名称変更して、年間80,000鉢生産予定）。

リサイクルフラワーセンターとして新しく生まれ変わる中、規模の拡大による生ゴミのさらなる減量に加え、生ゴミの堆肥化、花苗育成により、市民に還元する仕組みを通して、環境と福祉の融合・コミュニティの広がり・ボランティア活動等のシナジー効果により、花のまちづくりに寄与していきます。

・壁面緑化（緑のカーテン）

21年度からの試みとして、市民にゴーヤの苗鉢とネットを配布

し、ゴーヤを用いた壁面緑化によるヒートアイランド防止対策を実施しています。

市庁舎壁面でもゴーヤによる緑のカーテンを育成。(空調設備の使用削減による間接的な地球温暖化対策)

※ゴーヤの苗は、前出のフラワーセンター戸田にて生産したものを使用。

22年度は市民(150世帯予定)、町会(200世帯予定)にも配布してさらに普及の拡大を図る予定です。希望のあった小・中学校にも配布します。

[手順と時期]

- ・生ゴミ専用バケツによる生ゴミ堆肥化と花苗の交換

手順：フラワーセンターでは3か月に1回、24鉢の花苗と生ゴミ堆肥を交換しています。

時期：通年。

- ・緑のカーテン

手順：電話による申し込み予約(今年度は5月20日受け付け終了。)

申込の方には、ネット・ゴーヤ6鉢・堆肥2袋を配布。実施後に写真の提出は条件。(昨年度の対象者にはネットの配布は行わない。)

時期：6月8日～10日に市役所にて交換。

5 戸田ヶ原自然再生事業(生物多様性)、建築物屋上等緑化奨励補助金・戸田市生け垣等設置奨励補助金

[概要]

- ・戸田ヶ原再生事業

平成19年度 再生対象種、再生対象エリア、再生後の管理手法の検討等。

平成20年度 事業全体構想の策定

平成21年度 事業実施計画策定・サクラソウなどの湿地整備工事・サクラソウ、トダスグ植栽イベントの開催。

- ・建築物屋上等緑化奨励補助金

要件 屋上3㎡以上、ベランダ1㎡以上、壁面緑化面積2㎡以上1㎡あたり20,000円未満は費用の全額、以上の場合は20,000円を基準とし、費用の2/3で上限500,000円まで補助します。

- ・戸田市生け垣等設置奨励補助金

新しく生け垣・緑化フェンス・花壇を設置する方、既存フェンス・ブロック塀を緑化する方

1㎡あたり10,000円未満は費用の全額、以上の場合は10,000円を基準とし、200,000円まで補助します。

- ・戸田市内緑被率経年変化等調査事業

緑の現況量等の変化を把握し、今後の施策や緑の基本計画の見直しを図ります。

[手順と時期]

戸田ヶ原再生事業・補助金については、戸田市公園緑地課HP参照のこと。

6 公共施設の整備（太陽光・屋上緑化）、JR緩衝地の利用

〔概要〕

現状では、市庁舎 10kw、戸田市立芦原小学校 4.36kw、戸田第二小学校 9.45kw、戸田市文化会館 20kw、戸田公園駅前行政センター5.5kwを整備済みです。

今後は、（仮称）福祉保健センターで太陽光発電システム 20kw、屋上緑化約 280 m²を、学校給食センターで太陽光発電システム 10kw、屋上緑化約 30 m²を予定しています。

なお、JRの緩衝地全域を順次緑地緑道として整備していきます。

〔手順と時期〕

時期：公共施設の整備については調整中。

JRの緩衝地の緑化については通年事業。

7 雨水貯留槽の設置・補助

〔概要〕

内水被害の軽減、また雨水の有効利用のため、市内各町会会館と小学校に雨水貯留槽を設置しています。また、個人向けに設置費の補助も行っており、普及促進に力を入れています。

〔手順と時期〕

時期：通年。今年度より、事業者による申請も可能となりました。

詳細は下水道課HPを参照。

8 BDFの利用

〔概要〕

現在、環境ネットワークに所属する市民団体のうちの1つである「バイオマスエネルギー市民研究会」が廃食油からBDFを製造する活動を行っています。この活動にあたっては、市で環境基本計画推進事業補助金（年間 90,000 円を上限とし、経費 2/3 を助成するもの）を交付しています。

今後は、製造したBDFを、市のコミュニティバスに利用できないか他課と検討していきます。コミュニティバスの運営は委託のため、利用の場合には、委託先とも協議が必要となります。

〔手順と時期〕

現在他課と調整中。

9 ワットアワーメーター・燃費マネージャーの貸出し

〔概要〕

測定機器類の貸出しにより、市民への啓発活動を行います。

当初は、職員・環境市民団体を中心に貸出しを行い、今後市民への貸出しを行います。

平成22年4月より貸出し事業を開始し、23年度より市民への貸出

しを検討しています。なお、貸出し終了時にはアンケートの記載を依頼し、市民の環境への意識調査を行います。

〔手順と時期〕

手順：申し込みによる貸出。終了後、アンケートの提出。

時期：通年。

【その他事業】

市内企業と、燃料電池車の試乗会を実施します。

時期：7月27日（火）市役所内駐車場にて。

【平成23年度】

・引き続き、上記の事業を推進していきます。

第4 フォローアップの方法

計画の実効性を高めるために、「指標」を用いた点検・評価を行い、以下の流れに沿って、市民の参加を得ながら進行管理を進めていきます。

① ISO14001に基づく施策の進行管理

個別の事業施策のチェックは、ISO14001に基づく評価と事務事業評価を活用して、市自らが進行管理を行います。

② データの更新と進捗状況の報告

計画に基づく事業、施策の実施状況や環境の状況を「指標」を用いて整理し、『戸田市の環境』で公表します。

③ 進捗状況の市民によるチェック

環境審議会による専門的見地からの意見、市民の生活実感による多様な見地からの意見を求めます。

④ 結果のまとめ、次年度への反映

意見への対応方針を検討し、次年度の実施計画に反映するとともに、どう反映したかを翌年の年次報告書で公表します。